

新型コロナウイルス感染症の影響により 市税の納付が困難な方に対する 上越市徵収猶予の特例制度

「上越市徵収猶予の特例制度」とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年以内の期間で、市税の徵収猶予の特例制度を受けることができます。

○対象となる市税

令和5年4月1日以降、令和6年3月31日までに納期限が到来するすべての市税が対象です。

※ ただし、納付済の市税については、対象とはなりません。

○対象となる方

次の2つの要件を満たす納税者、特別徵収義務者（個人・法人の別、規模は問いません）

ア 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年2月以降の任意の期間（1ヶ月以上）において、事業等に係る収入が令和元年（平成31年）同期に比べて概ね20%以上減少していること

イ 一時に納税することが困難であること

※上記のほか、以下のような場合も徵収猶予の対象となる可能性がありますので、

該当する方は収納課にご相談ください。

- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族がり患され、入院等で多額の費用を要した場合
- ・施設等の消毒作業などで、備品や棚卸資産を廃棄したなど、財産に相当な損失が生じた場合
- ・納税者の方が営む事業について、事業を廃止し、又は休止した場合

○申請の期限

原則、申請する市税の各納期限の日までです。（郵送の場合は、当日消印有効）

※納期限後に申請する場合は、督促状等が送付されることがあります。

※納税通知書の発送後、または、市税の申告後に申請してください。



猶予が認められると…

- 1年以内の期間に限り、徵収が猶予されます。
猶予された市税は、分割して計画的に納付するなど、猶予期間内に納付していただきます。
- 延滞金の全部が免除されます。
- 担保の提供は不要になります。

※ 猶予が認められても、納税の義務そのものがなくなるものではありません。

※ 猶予期間中は、猶予に係る市税の時効が進行しなくなります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに上越市収納課にご相談ください。